

株式会社 イオンズ

取締役兼デザイナーズ スタート制特アラス 運営規程

(事業の目的)

第14条 この規程は株式会社イオンズが開設する取締役兼デザイナーズスタート制特アラス(以下「事業用」という。)が行う取締役兼デザイナーズサービス事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、協定取締役兼デザイナーズサービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用方法及び利用者との保護者の意思及び人格を尊重し、利用方法及び利用者との保護者の立場に立った適切な協定取締役兼デザイナーズサービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第15条 一 事業者は、利用者が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切なかつ個別的な指導及び訓練を行うものとする。
二 事業の実施に当たっては、利用者の保護者の必要時に必要な協定取締役兼デザイナーズサービスの提供ができるよう努めるものとする。
三 協定取締役兼デザイナーズサービスの実施に当たっては、地裁との協が行きと連携し、通所給付決定保護者(以下「保護者」という。)の同意を得るもの。その他の協定利用者保護者も、協定施設(以下「施設サービス事業所」)の協定施設サービスに協定施設サービスを提供する者との協定に同意するものとする。
四 協定施設(以下「施設」)は、児童福祉法(昭和25年法律第81号、以下「法」という。)及び「福祉施設利用支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等」(昭和56年政令第124号(各号別表第1号))に定める内容は2週間以内を遵守し、事業を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 協定取締役兼デザイナーズサービスの提供に対する利用者の人権保護・虐待の防止等に対応するため、責任者の設置、相談窓口の設置等当該施設内の整備、成年後見制度の利用支援、職員に対する研修その他必要な措置を講ずるものとする。虐待の防止及び虐待被害者の支援のため、マニュアル等の整備、委員会との定期的な関係強化を図るものとする。

(事業の名称等)

第17条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 スタート 協定特アラス
- 二 所在地 協定特アラス(以下「施設」)

(役員等の職権、員数及び職務内容)

第18条 事業用に関する役員等の職権、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(定款職員・(専従、兼務))

管理者は、事業用の従業員等の管理及び施設の管理を一元的に行うとともに従業員に対し、当該施設において規定されている協定取締役兼デザイナーズサービスの実施に関する規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行う。

- 二 児童発達支援管理責任者 1名以上(定款・非常勤職員・(専従、兼務))

(ア) 適切な方法により、利用者の育する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の発達した生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が必要とした日常生活を営むことができるよう支援するよう適切な支援内容を検討するものとする。

(イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業用が提供する協定取締役兼デザイナーズサービス以外の発達支援サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、協定取締役兼デザイナーズサービスの保護者及びその連絡機関、協定取締役兼デザイナーズサービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の策定を作成すること。

(ウ) 個別支援計画の策定の内容を保護者に対して説明し、必要により保護者の同意を得るよう、作成した協定取締役兼デザイナーズサービス協定を記載した書面を保護者に行うものとする。

(エ) 個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも毎月1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画を変更すること。

(オ) 利用申込者の利用に際し、協定取締役兼デザイナーズサービス事業所に対する都合等により、利用申込者の心身の状況、事業用以外におけるサービスの利用状況等を把握すること。

(カ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に基づき、利用者が必要とした日常生活を営むことができるよう定期的に実施するものとし、必要時は日常生活を営むことができるよう認められる利用者に対し、必要な支援を行うものとする。

- (ク) 他の職員に対する指導監督及び研修を行うものとする。

- 三 児童発達支援士 1名以上(定款・非常勤職員・(専従、兼務))

児童発達支援士は、個別支援計画に基づき利用者及び利用者の保護者に対し適切な支援等を行う。

- 四 施設利用支援士 1名以上(定款・非常勤職員・(専従、兼務))

施設利用支援士は、個別支援計画に基づき利用者及び利用者の保護者に対し適切な支援等を行う。

- 五 施設長 1名以上(定款・非常勤職員・(専従、兼務))

施設長は、個別支援計画に基づき利用者及び利用者の保護者に対し適切な支援等を行う。

(役員及び従業員等)

第19条 事業用の役員及び従業員等は、次のとおりとする。

- 一 役員は 月曜日から金曜日までとする。(既出含む)
ただし、12月28日～1月2日、3月13日～14日まで、及び行事等で事業の実施が困難な場合を除く。

- 二 従業員は 11:00から18:00までとする。

ただし、既出並びに定款以外の月曜日から金曜日及び学校行事による影響は除く。11:00から17:00までとする。

- 三 サービス提供は 月曜日から金曜日までとする。(既出含む)

ただし、12月28日～1月2日、3月13日～14日まで、及び行事等で事業の実施が困難な場合を除く。

- 四 サービス提供時間 12:00から18:00までとする。

ただし、既出並びに定款以外の月曜日から金曜日及び学校行事による影響は除く。12:00から17:00までとする。

(利用方法)

第20条 事業用の利用方法は以下のとおりとする。

(主たる利用者)

第21条 障がい児(18歳未満の知的障がい児、発達障がい児、精神障がい児、身体障がい児(トランスジェンダーが含む)の未成年者(以下「未成年者」という。))とする。

(協定取締役兼デザイナーズサービスの内容)

第22条 事業用で行う協定取締役兼デザイナーズサービスの内容は、次のとおりとする。

- 一 個別指導 療育目標を策定した個別プログラムに基づき支援を行う。

- 二 集団指導 療育目標を策定した個別プログラムに基づき支援を行う。

- 三 関係機関との連携 医療、医療、教育その他の支援システムを連携するため、関係機関と連携を図る。

- 四 発達支援の提供

障がい児の状況、地理的状況等により適切な必要とする利用者については、必要な発達サービスを行う。

- 五 相談、助言に関する事項。

利用者及びその介護を行う者の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(利用者から受領する費用の額等)

第23条 一 協定取締役兼デザイナーズサービスを提供した際は、保護者から定められた額と同額の範囲内において当該協定取締役兼デザイナーズサービスに係る通常利用者負担額の負担を受けるものとする。

二 協定施設受給を行う際の協定施設デザイナーズサービスを提供した際は、保護者から協定協定取締役兼デザイナーズサービスに係る協定施設利用者負担額の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した協定施設デザイナーズサービスの内容、費用の額その他の必要と認められる事項を記載したサービス提供説明書を通常給付決定保護者に対して交付するものとする。

三 次に定める費用については通常給付決定保護者から徴収するものとする。協定取締役兼デザイナーズサービスで提供される施設に関する費用のうち、日常生活において必要となるものに係る費用であり、保護者に負担を要することの無いと認められるものの費用。

四 協定施設の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

五 協定施設から協定施設までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書、当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。

(運営の事業の実施期間)

第24条 通常の実施期間は協定施設(以下「施設」)と連携し、1ヶ月以内とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第25条 利用者が協定取締役兼デザイナーズサービスの提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意してもらうよう、説明を行うものとする。

- 一 室内での機器等の使用に当たっては、保護者の同意を得ること。

- 二 大気の状態が悪い状態に注意すること。

- 三 けんか、喧嘩その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

- 四 その他施設長が必要と判断すること。

(利用者負担に係る事項)

第26条 事業者は、通常給付決定保護者の同意を受けて、当該通常給付決定保護者が1ヶ月に事業用が提供する協定取締役兼デザイナーズサービス及び他の協定施設(以下「発達支援施設」)を利用する費用を支払った場合は、当該協定施設(以下「施設」)の協定施設デザイナーズサービスの内容、費用の額その他の必要と認められる事項を記載したサービス提供説明書を通常給付決定保護者に対して交付するものとする。

(緊急時における対応)

第27条 既に協定取締役兼デザイナーズサービスの提供を行っているときに、利用者に対する急病が生じた場合は、速やかに救急、消防、当該施設の医師等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

二 サービスの提供に伴って当該事業用の責任者(以下「責任者」という)が急病が生じた場合は、速やかに関係機関等を行う。

- 三 当該事業用は、直前の関係機関のために関係機関責任者に加入する。

(感染症等の予防及びまん延の防止)

第28条 一 事業者は、事業用において感染症が食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 二 感染症・食中毒予防のための対策検討委員会を定期的に開催するとともにその結果について、保護者に周知徹底を図る。

- 三 感染症及び食中毒の予防まん延の防止のための資料を整備する。

四 保護者に対し、感染症及び食中毒の予防まん延の防止のための対策並びに感染症予防のための訓練を定期的に実施する。

(災害発生時の対応)

第29条 一 事業者は、感染症や食中毒等の発生時には、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び関係機関の体制で緊急の連絡体制を図ること(以下「災害発生対応計画」という。)を策定し、当該災害発生対応計画に必要と判断を講ずる。

二 事業者は、保護者に対し、当該災害発生対応計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

三 事業者は、定期的に当該災害発生対応計画の見直しを行い、必要に応じて当該災害発生対応計画の変更を行うものとする。

(安全計画の策定等)

第30条 一 事業者は、障がい児の安全の確保を図るため、事業用ごとに、当該事業用の安全計画、設備等、障がい児等に対する事業用内外の設備、設備等を含めた事業用内外の生活における安全に関する事項に関する事項、保護者の保護及び訓練その他の事業用における安全に関する事項について(以下「安全計画」という。))を策定し、当該安全計画に必要と判断を講ずる。

二 事業用は、保護者に対し、安全計画について周知するとともに、直前の保護者及び訓練を定期的に実施する。

三 事業者は、障がい児の安全の確保に関して保護者との連携を図るよう、保護者に対し、安全計画に基づき直前の内容等について周知する。

四 事業用は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自然災害等を行う場合の両者の関係)

第31条 一 事業用は、障がい児の事業用内外の活動、設備等その他の事業用内外の障がい児の活動のために自然災害等を行うときは、障がい児の保護者及び保護者の他に、当該その他の障がい児の両者を協定に提携することができるよう、障がい児の両者を確保する。

二 事業用は、障がい児の活動を目的とした自然災害対策及びこれと連携の確保、並びにこれらより一時的に発生した自然災害の発生以外の発生を防止し、障がい児の両者の確保を確保してこれと連携の確保を図るものとする。当該障がい児の両者の確保を確保してこれと連携の確保を図るものとする。当該障がい児の両者の確保を確保してこれと連携の確保を図るものとする。当該障がい児の両者の確保を確保してこれと連携の確保を図るものとする。

(個別支援計画)

第32条 一 事業用は、障がい児の適切な、障がい児の特性その他の事項を踏まえた協定施設利用者支援(以下「協定施設デザイナーズサービス」)の確保並びに協定施設利用者支援(以下「協定施設デザイナーズサービス」)の質の評価及びその改善の継続的な実施の観点から、協定施設利用者支援(以下「協定施設デザイナーズサービス」)の提供に当たっては、心身の健康等に関する個別を含む総合的な支援を行う。

二 児童発達支援管理責任者は、心身の健康等に関する個別との関係性を踏まえた協定施設利用者支援(以下「協定施設デザイナーズサービス」)の具体的な内容、協定施設利用者支援(以下「協定施設デザイナーズサービス」)を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した協定施設利用者支援(以下「協定施設デザイナーズサービス」)計画の策定を作成する。

三 事業用は、障がい児が協定施設利用者支援(以下「協定施設デザイナーズサービス」)により、地域の医療、教育等の支援を受けることができるよう、地裁との連携、関係機関との参加・包摂(インクルージョン)の推進を図るものとする。

四 児童発達支援管理責任者は、インクルージョンの観点も踏まえた協定施設利用者支援(以下「協定施設デザイナーズサービス」)の具体的な内容、協定施設利用者支援(以下「協定施設デザイナーズサービス」)を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した協定施設利用者支援(以下「協定施設デザイナーズサービス」)計画の策定を作成する。

五 協定施設利用者支援(以下「協定施設デザイナーズサービス」)事業用は、協定施設利用者支援(以下「協定施設デザイナーズサービス」)プログラム(心身の健康等に関する個別との関係性を踏まえた協定施設利用者支援(以下「協定施設デザイナーズサービス」)の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表する。

(その他事項についての留意事項)

第33条 一 事業用は、保護者の委員の向上のために研修の機会を必要と認められるものとし、また研修の参加制度についても確保、整備を行うものとする。

- (1) 利用時間等7年以内とする。

二 保護者は保護者上知りた利用者及び保護者並びにその他関係者の業務の確保を維持するものとする。

三 保護者であるものは、保護者上知りた利用者及び保護者並びにその他関係者の業務を維持するため、保護者でなくなった後においてもこれらの業務を維持するべき旨を保護者との関係契約の内容とする。

四 事業用は、学校及び協定施設(以下「発達支援施設」)の協定施設デザイナーズサービス事業、その他の福祉サービスを提供する者等に対して、利用方法及び保護者並びにその他関係者の業務の確保を確保する際は、あらかじめ文書により利用方法及び保護者の同意を得ておこなうこととする。

五 事業用は、保護者、設備、職員及び会費に関する諸記録を確保するものとする。

六 事業用は、利用方法及び保護者並びにその他関係者の業務に対する協定取締役兼デザイナーズサービスの提供に関する諸記録を確保し、当該協定取締役兼デザイナーズサービスを提供した日から2年間保存するものとする。

七 事業用の見直し(個別)運営期間の確保を確保し、サービス利用申込者のサービスの提供に関するものとする。

八 この規程に定める事項のほか、運営に関する留意事項は株式会社イオンズと事業用の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 一 この規程は、令和7年2月1日から施行する。